

平成30年 第20回
教育委員会臨時会会議録

平成30年9月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2506号

平成30年第20回臨時会

日 時 平成30年9月25日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「欠席委員」	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
--------	----------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 請願

- 1 教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願

日程第2 会議録の承認

第2498号 第11回臨時会(平成30年5月22日開催)

第2499号 第6回定例会(平成30年6月7日開催)

日程第3 審議事項

- 1 平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 2 港区教職員の働き方改革実施計画(素案)について

- 3 (仮称)港区立科学館の管理運営について
- 4 郷土歴史館特別展の観覧料について
- 5 平成30年度港区指定文化財の指定について

日程第4 協議事項

- 1 平成31年度港区立幼稚園の定員等について

日程第5 教育長報告事項

- 1 平成31年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 2 平成30年度春の通学路点検の実施結果について
- 3 (仮称)港区立芝浦第二小学校等施設整備について
- 4 港区立赤羽小学校等施設整備について
- 5 後援名義等の8月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の8月の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の8月行事实績について
- 10 図書館の8月分利用実績について
- 11 図書館の10月行事予定について
- 12 10月教育指導課事業予定について

「開会」

○**教育長** ただいまから平成30年第20回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○**教育長** 本日は小島委員から欠席の届出がございましたので、よろしくお願いいたします。

日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いします。

日程第1 請願

1 教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願

○**教育長** 日程第1、請願に入ります。平成30年9月3日付で「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願」が寄せられております。本日は請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたので、お受けしたいと思います。それでは「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願」の代表者の方は請願者席にお越しく下さい。

それでは、請願文を事務局職員に朗読してもらいます。

○**事務局職員** 「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願。趣旨、教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消のため、補助金のさらなる増額をお願い申し上げます。

理由、港区におかれましては、昨今の厳しい財政状況の中、毎年私立幼稚園保護者に対し補助金を助成していただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。しかしながら、平成30年度の区内私立幼稚園保護者の平均負担額は月額1万5,821円、教育費平均額3万8,521円、補助金額一律2万2,700円であり、公私立幼稚園保護者の負担額は月額8,000円、平成27年と28年の改訂により、①小学3年以下の兄弟がいる場合の第2子以降の保育料無料、②入園料廃止、③小学4年以上の兄弟がいる場合の一部の家庭の保育料負担軽減となっております。これにより公立幼稚園の保育料が減額、無料化される家庭も多く、その格差は依然として小さいものではありません。人生の中で一番たくさんの刺激を受け、それを柔軟に吸収できる幼児期だからこそ適切な教育を受けさせたい、理想的な環境で育ててほしいと願うのは、どの家庭においても共通するものではないのでしょうか。この時期に得た経験や知識は将来の基礎・土台へとつながるからこそ子どもたちへの教育は重要であると考えております。港区で子どもを育て、我が子を幼稚園に通わせたいと願う全ての家庭が保育料の額にとらわれることなく幼稚園を選択できるよう切に願っております。

平成10年に港区と港区私立幼稚園連合会は『保育料等納付金負担の公私格差の解消に努めます』との確認書を交わしており、平成22年と平成25年にも再確認されております。加えて平成27年から平成32年にかけて実施される『港区幼児教育振興アクションプログラム』においても段階的に増額を行う旨が明記されております。教育費負担額の公私立幼稚園格差の解消の実現に向けて、私立幼稚園保護者に対する補助金のさらなる増額にご尽力賜りますようお願い申し上げます。」

○教育長 それでは、請願者を代表して港区私立幼稚園PTA連合会会長の星山真紀様から請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願者代表 おはようございます。よろしくをお願いいたします。本日はこのようなお時間をいただきましてまことにありがとうございます。港区私立幼稚園PTA連合会の星山真紀と申します。港区におかれましては、日頃より私立幼稚園並びに保護者に対し、教育費の助成を初め、さまざまなご支援をいただいております。連合会を代表いたしまして、心より御礼申し上げます。

また、私どもが所属しております東京都私立幼稚園PTA連合会は保護者負担軽減事業費補助の拡充に関する要望書を9月5日付で東京都知事宛てに提出しております。東京都からの補助金は所得制限がございますため、港区内の多くの保護者が受け取ることができません。このため港区からの助成金に頼っているのが現状でございます。区の補助金制度は本当にありがたく重ねて感謝申し上げます。

早速ではございますが、私どもの請願内容について補足説明をさせていただきます。

資料①をご覧ください。私どもで算出したしました平成30年度港区の私立幼稚園の月額平均保育料は3万8,521円です。これは毎年度初めに明らかになります私立幼稚園14園の保育費用の上位と下位の2園ずつを抜いた10園の費用をもとに計算しているものですが、この保育料に含まれないさまざまな経費やそれぞれの園独自に発生する費用もございまして、実際にかかる費用はこの額を上回っております。

資料②のとおり、平成30年度は一律2万2,700円の補助をいただいていることになりましたので、私立幼稚園保護者の実質負担額は月額1万5,821円となります。

一方、区立幼稚園ですが、平成30年4月の改定により、保育料が6,200円から最高で8,000円となりました。ただ、資料にも記載をいたしましたが、小学3年生以下の兄弟がいる場合、第2子以降の保育料が無料となるため、保育料が無料となる子どもも多数出てきたと考えられます。また、平成28年の改定によって、小学4年以上の兄弟がいる場合、一部の家庭の第2子以降の保育料が減額されました。家庭により保育料が異なるため、公私立幼稚園の負担額の差を明確な数字では表せませんが、その差は縮まるのではなく開くのではないかと心配されます。

次に、公費投入額について比較をした資料④をご覧ください。閲覧できる最新データが平成28年会計年度のものになりますので少し古いデータでございしますが、区立幼稚園の園児1人当たり投入された公費は年間9万2,195円に対し、私立幼稚園の園児に対する公費投入額は1人当たり2万7,400円となっていることから、大きな開きがあることがお分かりいただけるのではないかと思います。また昨年、学務課よりいただきました資料によりますと、区立幼稚園の第2子以降の保護者負担軽減の対象者割合は、平成27年度は29%、平成28年度は30.1%と3割にも及びます。

資料⑤にありますように、私どもの40年以上に及ぶ請願の歴史の中で、保育料の2分の1までの助成の達成や所得制限の撤廃の実現など、港区におかれましては保護者負担金の格差解消に向けて前向きに取り組んでいただいているものと認識し深く感謝しております。今年度も保護者助成金

の請願に対し、1万6,450名もの署名が集まりました。この署名は港区民の関心の高さ、保護者の切実な思いを反映したものと感じております。平成27年度から32年度にかけて実施される「港区幼児教育振興アクションプログラム」においても今年度より後期3年に当たる取組の中で、私立幼稚園の保護者負担軽減補助金について、公私格差の課題を解決するため平成31年度まで段階的増額を継続する旨が改めて明記されております。この事実をいま一度ご了知いただき、今後もさらなる補助金の増額並びに格差解消に向けた進展にお力添えいただけますようお願い申し上げます。

子どもたちが持つ可能性は無限大です。子ども保護者はそんな子どもたちが未来への希望をたくさん持ち、魅力あふれる豊かな教育環境で少しでも多くの刺激を受け、吸収し伸び伸びと成長していく姿を見届けたいと切に願っております。港区は都会でありながら自然と触れ合える公園やオープンスペースも充実し、子育てしやすい環境であると思うと同時に、今後も港区で子育てをしていきたいとどの家庭も思いながら、我が子に合った教育環境をと幼稚園を選択しております。それぞれの家庭が費用負担の心配や不公平さを感じることなく幼稚園を選択できるよう、子ども港区私立幼稚園PTA連合会は、補助金の増額及び保護者負担の格差が解消されることを保護者を代表いたしまして心よりお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。

それでは請願代表者、説明員にご質問等ございましたら、お願いいたします。

○山内委員 将来的に幼児教育費の無償化という問題が出ております。その件に関しては区としていかがでしょうか。

○教育企画担当課長 こちらは、本年の6月に骨太の方針が出されまして、その中で来年の10月から幼児教育が無償化になるというようなことになってございます。それに基づきまして、今想定されているものが、私立の幼稚園に関連したところで申し上げますと、こちらが一律、子ども・子育て支援の新制度に入っていない私立幼稚園に関しましては、月額2万5,700円を上限として無償化の対応をするということになってございます。この格差解消に関連しましても、10月以降はそれを踏まえた形で再度計算ということになると認識しております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 格差解消の問題は子どもも毎回、P連さんの方からご要望いただいていることは十分承知して、なるべくそういう方向へ添えるように、また、今、企画担当課長からも説明がありましたように、全体としてもそういう方向に動いていることは動いている。そういうことは一つお含み置きいただきたいのと、それから私立を選択されている理由というものがあると思うのですよね。これは、毎回、教育委員として申し上げているのですけれども、そういう私立独特の教育方針、それぞれの園であられると思うのですけれども、それを選択して、それを園として貫かれていかれるという意味合いから、やはり公費負担が多くなってしまえば、なかなかそういう方向に流されるという可能性もあると思うのです。もちろん一番最初の教育機関であるので、できる限りのことはしたいと思っているのですけれども、そういうふうな点もお含み置きいただきたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

○教育長 よろしいですか。質問ではないということですね。

○田谷委員 質問ということではないです。お願いでございます。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 確認をさせていただきたいのですけれども、私自身も個人的な認識としては、港区の幼児教育というのが、いわゆる区立の幼稚園だけでなく私立の幼稚園が活発に活動して多様な教育が展開される。さまざまな教育理念の幼児教育がなされるということは非常に大切なことだと思っています。その中で補助の仕方というのは一方で難しいと思うのは、港区在住の園児が港区の私立幼稚園に通う場合の補助と考えていい訳ですよ。つまり、港区の私立幼稚園に通う園児の場合にも、港区在住の園児と港区外から通う園児と両方がいる。一方で港区在住の園児で、港区の私立幼稚園に行く園児とか、港区外の私立幼稚園に行く園児も当然いる訳ですけども、そういう意味では在住の家庭への支援というものと、一方で港区の私立の幼稚園への補助、そのバランスをどういうふうに考えるのかというのがいま一つ整理がつかないのですけれども、その辺はどういうふうに考えるか。これはあくまで港区在住の保護者に対してということですよ。

それから、家庭に対しての補助ともう一つ逆に港区の私立幼稚園への補助というのとどうそれぞれ分けてバランスよくやっていくのかというのも今後の課題かなと思います。

○教育長室長 港区在住のご家庭で港区の私立幼稚園に行ってらっしゃる方に関しては保護者補助金という形でありまして、港区の私立の幼稚園に対しては連合会の補助金というのがございます。そちらの方は園の規模等によりまして、一定程度の補助をさせていただいているというのがございまして、両方からの、保護者に対しての負担軽減をする補助金と、港区の幼稚園の教育を振興するための補助金という形で支出しております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。請願者の方、どうもありがとうございました。

日程第2 会議録の承認

第2498号 第11回臨時会（平成30年5月22日開催）

第2499号 第6回定例会（平成30年6月7日開催）

○教育長 日程第2、会議録の承認に入ります。平成30年5月22日開催の第2498号第11回臨時会の会議録並びに平成30年6月7日開催の第2499号第6回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○教育長 それでは承認することに決定いたしました。

日程第3 審議事項

1 平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長 日程第3、審議事項に入ります。議案第55号「平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いします。

○教育長室長 それではただいま議題となりました議案第55号「平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明させていただきます。資料は資料ナンバー1の報告書案、そして資料ナンバー1-2の概要となっております。

まず資料ナンバー1、1ページ目をご覧ください。1番目の点検・評価の目的は、ご存じのとおり、1にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして、教育委員会が行う事務事業の執行状況を点検、評価いたしまして、結果を区議会に提出いたします。さらに、広く公表することによりまして、区民への説明責任を果たすとともに、信頼される教育行政を推進することとして実施してございます。

2につきましては「点検及び評価の視点」でございます。3は「点検及び評価の実施方法」を記載してございます。まず港区教育ビジョンのもと、五つの個別計画の施策を対象にそれぞれの事業を抽出いたしまして、今年度の事業は「スポーツを楽しむ心の育成」から、「みなと子ども読書まつり」までの6事業を選定してございます。既に7月10日の教育委員会でこの事業の選定に当たりましてはご決定をいただきました。

(3)以降の評価シートの作成等につきましても既に7月10日の当委員会でご決定いただきました内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

報告書の構成といたしましては、事業ごとの事務局作成の評価シート、評価委員さんの評価及び意見として、3人の評価委員のご意見と評価、教育委員会としての評価及び今後の方向性をまとめてございます。最終的な評価を記載いたしまして教育委員会の評価としてございます。ページでは本編の5ページから40ページまでが各事業ごとにまとめさせていただいております。タブレットでは11ページ以降からになります。

それでは評価委員の主な意見と「教育委員会の評価及び今後の取組の方向性」についてご説明をさせていただきます。「教育委員会の評価及び今後の取組の方向性」の内容は、前回、評価委員さんと教育委員さんで意見交換を行っていただきましたので、これまでの意見を踏まえて作成してございます。

それでは資料1-2の概要版をご覧ください。まず①「スポーツを楽しむ心の育成」でございですが、事務局の評価といたしましては、継続。評価委員の主なご意見でございますが、こちらは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、子どものスポーツへの関心を高めるとともに、多様性の理解、ボランティアとしての活動を促進する大きな契機となる。その中で子どもたちの多様性やさまざまな価値観、ボランティアマインドを育むことはこの事業としては大変有効に機能しているというご意見がございました。今後、教育上の意義を改めて認識し、教職員の理解、認識等を深めていく機会にできるとよいというご意見をいただき、総合評価といたしまして

は、今後の取組継続とさせていただきます。

今後の取組の方向性といたしましては、世界の多くの国のさまざまな人種、言語、文化、歴史、スポーツなどを学ぶことを通しまして、多様性を知り、さまざまな価値観を尊重することができる子どもを育成していくこと。また、交流や企業連携等の事業の成果を大会後にも続けていく、そのレガシーというところにも着目をしていくということを方向性として取り上げています。

次に事業②「グローバル化への対応」でございます。

まず教育委員会評価としては継続とさせていただきます。

評価委員さんのご意見でございますけれども、当事業におきましては、予算規模が大きいことから、費用対効果の視点を考慮することが重要ということがございます。また、日本語学級、日本語適応指導また国際学級に関しては、実践と研究調査を進め、成果の公開と共有が促進されるとよいというご意見がありました。また、日本と外国という区別で教育の成果を測るのではなく、国際学級児童と日本人の児童が、本事業において交流を通じながら、それぞれの立場をいかに相互に理解をして、深めていくかという視点から成果を確認して必要があるというご意見をいただきました。

教育委員会の今後の取組の方向性といたしましては、多様な文化や価値観に触れることができる港区であるから得られる経験を踏まえまして成果を確認していく必要があると考えている。また、人材の育成や効果検証の方法について検討していき、国際都市港区としてのグローバル化への対応を充実させていきたいとさせていただきます。こちらにつきましても総合評価は継続とさせていただきます。

次に③「学校支援地域本部事業」でございます。

教育委員会の評価は継続としてでございます。

評価委員からは、港区として独自の視点からの事業の工夫や拡充が求められてくる。特に出前授業につきましては、13の領域にわたり多様な出前授業のプログラムがあり、講座件数も増加していることから、参加した個人や団体・企業にとってよい経験となり、学校理解や関係促進の機会となることを願っている。また、今後コミュニティスクールを目指していく中で、本事業を通じてのビジョンや、どのようなタイプのコミュニティスクールを目指すかということ意識していく必要があるというご意見がございました。さらに今後、拡大をしていくところから、評価委員さんの意見も拡充ということで、総合評価も「拡充」とさせていただきます。今後の取組の方向性といたしましては、今後、学校支援事業本部の設置校を増やしていくとともに、社会に開かれた教育課程の実現を主眼に置きながら、地域の特性を踏まえた学校との連携協働を図り、アカデミー単位の研究グループの設置等も含めて検討を行っていききたいとさせていただきます。

④「ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業」の実施でございます。

教育委員会の評価は、当初、継続でございます。

評価委員さんからは、この事業において20歳以上という年齢制限を設けずに、大学生、高校生等も視野に入れて事業の広がりを図ることが望まれるということ。また、この事業参加者の満足度が非常に高いということから、初心者またリーダーというように対象や目的に応じたプログラムの

設定、ボランティアとしての実践の場での活動が継続して行われることを期待されている。また、リーダー層が育成されて、その事業の継続性や蓄積が見られる点が評価できることから、世代や性別に偏りなく充実し、地域づくりを支える場や機会になればということのご意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、継続という評価をいたしまして、今後の取組としては、対象者の年齢を18歳以上のものとして事業を推進していくこと。東京2020大会終了後も支えるという観点から、ボランティア活動がレガシーとして継承されるよう、スポーツボランティアの登録制度に向けた基盤づくりに取り組み、多世代でボランティア活動ができるよう仕組みを構築していきたいとさせていただきます。

次に事業⑤「図書館の多様なサービスの向上」でございます。

こちらの教育委員会の評価は、当初、継続でございます。

評価委員さんからは、改善した施設においては、使用状況や来館者アンケートの分析によって、その成果に関するモニタリングを継続して行うことが必要であるというご意見。また、利用者を増やすという点に加えて、従来からのコアユーザーや長期にわたる利用者など少数者のニーズや願いなども、アンケートなどを通じて丁寧に把握していくことが重要ではないかという課題をおっしゃってございました。

教育委員会としましては、評価としては継続とさせていただきます。今後の取組の方向性は、区立図書館に求められるサービスも多様化していることから、利用者のニーズを丁寧にかつ継続的に把握することで図書館のサービス向上に取り組んでいく。そして、地域との関わりや特色を生かしつつ、各図書館が相互に連携を図り、トータル的な視点でさまざまなニーズに対応した多様なサービスが提供できるよう、サービスを充実させていきたいとさせていただきます。

事業⑥は「みなと子ども読書まつりの充実」でございます。

こちらも当初は改善と事務局としては評価をさせていただきます。

次に評価委員さんからは、各館同じ内容ではなく、それぞれの特性やアイデアを生かすことも大切であるということ。また、読書まつりでは、本のリサイクルや交換会などの実施を工夫してもよいのではないかとということで、図書の循環といった役割への期待がありました。また、効果的・効率的な実施のためには、地域の学校や大学との連携の重要性。特に子育て世代や父親に対してもどのように継続的なアプローチを考えていくかということで、アプローチした後に、さらに活動の継続性を高めるような仕組み、環境を整えていくことがポイントになるというご意見をいただきました。

総合評価といたしましては「改善」といたしまして、今後の取組といたしましては、子ども読書週間や秋の読書週間に合わせて約1か月間に、各年代、親子に対応したさまざまなイベントを集中的に実施していきます。また、中高生や地域団体、企業、大学等と連携を図りながら、子ども読書まつりや中高生を対象としております書評合戦の企画や運営を協働して行うなど、子どもたちの読書活動を支援していきますということで、方向性を示してございます。

事業については以上でございます。

今後の予定につきましては、本日の教育委員会でのご決定を踏まえまして、庁議及び区民文教常任委員会に報告後、区のホームページで公表させていただきます。なお、前年度、29年度にまとめました報告書における今後の取組の方向性につきましては、本年12月の時点で改めて取組状況を確認いたしまして、報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問・ご意見をお願いいたします。

○**山内委員** 1点確認ですが。前回の評価委員の方々との議論がありましたけれども、それを踏まえての修正というのは、この中にはあるのでしょうか。もしあれば、どこの部分か、分かっているところを教えてくださいませんか。

○**教育長室長** 前回の意見を踏まえまして、内容的にはこれまでの自己評価とのところでの修正はございません。改めて作成させていただいたのが、意見を踏まえて、この一番下の段になりますが、今後の取組の方向性というところでございます。ここにお示しをさせていただいておりまして、特に総合評価につきましても、当初からの変更はありますけれども、意見交換会の場で出てきた評価との変更はございません。評価委員さんからのご意見につきましても、意見交換会前に評価委員さんが出していただいた意見のコメントでございまして、特にこのところに変更はございません。

○**教育長** いかがですか。

○**山内委員** それはいいのですが、前回、評価委員との討議をして、ある意味で確認で終わってもいいのですが、要はそれが単なる儀式ではなくて、こういうところでどう生きたかとか、あるいはもうできあがったものを変更しないにしても、どういう点が確認する意味で意義があったかとかですね。何かそういうことがあると、前回のものが単なる儀式ではないというところで、理解がしやすいと思います。

○**教育長室長** 時にグローバル化への対応の部分で、意見交換会の中で、末松評価委員のコメントの中で三つ目のところでございます。例えば以下のところで、本事業を通じて両者の間にどのようなコミュニケーションが表れてきたのか、そのグラデーションや境界の変化のあり方を検証していくことが一つの鍵になると思いますというようなコメントがございました。このコメントに関して、グラデーションとはどういうことなのかということがありまして、具体的に内容をお聞きしたものが、今回、少し評価委員さんの中で具体的に書かせていただいたのが、日本と外国という区別で教育の成果を測るのではなくて、境界をなくしてということですね。国際学級と日本人児童が事業における交流を通じて相互に理解を深めていく視点から成果を確認していくということで、そこは具体的に書かせていただいた部分でございます。

○**教育長** 山内委員が言われたのは、概要の「評価委員の評価及び主な意見」は、意見交換会の時に示され、その際に教育委員会から、これはどういうことですか、あるいはこういう視点もあるのではないですかというような意見交換をした。その結果が、この一番下の「教育委員会の評価及び今後の取組の方向性」のところはどう反映されたかということだと思います。

○**教育長室長** そうですね。そういう点からいきますと、今の、グローバル化への対応の部分です

と、多様な文化や価値観に触れることができる港区であるからというところで、人材育成であるとか効果検証の方法について検討していきたいということで、簡単にまとめさせていただいているところがございます。そこはご意見を踏まえた上で記載をしておるところでございます。内容をお示ししているところでございます。

あとは、ポート・スポーツ・サポーターズクラブのところ、20歳以上という年齢制限を設けずということで、こちらはどの評価委員も同様のご意見でございました。世代、性別に偏りなくということもございましたので、最終的に港区としても18歳以上のものとして事業を推進していく、対象を18歳以上としていくこと、多世代でボランティア活動ができるような仕組みの構築というところに視点を置いていくというところに、今回の方向性を示してございます。

○教育長 いずれにしても、教育委員との意見交換でのやりとりの結果は「3 教育委員会の評価及び今後の取組の方向性」に反映されているということでしょうか。

○教育長室長 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

これが報告書として出て行くじゃないですか。それで、最後の「教育委員会の評価及び今後の取組の方向性」ですが、重要なことが報告書では書かれているのに、概要には書かれてない部分があります。そこはきちんと書かなければいけないし、山内委員の質問にも通じるところですが、評価委員が評価している点について、教育委員会としてもそのとおり評価できるという点は書かなければいけないと思います。

形式的なことですが。報告書の10ページ「スポーツを楽しむ心の育成」と、16ページの「グローバル化への対応」、それ以降もそうですが、記載の仕方が違ってきます。これは統一してください。

○教育長室長 出てきた所管によって若干違いがございますので、ここはきちんと統一して整理をしていきたいと思えます。

○教育長 22ページは、件名も違います。「教育委員会の評価及び今後の取組の方向性」が「今後の取組の方向性」になっています。

○教育長室長 申し訳ございません。

○教育長 それから、22ページの前文がありますが、概要版には前文の表現が一切ありません。むしろ重要なのは、この前文ではないかと思えます。教育委員会として報告書を作成するので、所管課任せでなく、通して確認しないとまずいと思えます。

それからもう一つ、これは分かりやすいと思えますが、3ページに「30年度点検及び評価実施概要」という流れ図が出ています。その中で③のところに、括弧書きで「教育委員との意見交換」と書いてあります。評価委員の評価があって、その評価を教育委員と評価委員で意見交換し、内容を確認して方向性を決定したのであるから、括弧書きではなくて、きちんと記載してもらいたい。あわせて、日付も入れた方がいいと思えます。

○教育長室長 会議の実施日。

きたいと思います。

A 4判の横をご覧ください。まず左端にナンバーが振ってございますので、1番目からご説明させていただきます。1番目、計画期間でございます。当初、平成31年度から32年度の2年計画として、前回ご討議の際にご説明をさせていただきましたが、その後、既に平成30年度に実施している事業また取組もございまして、これまでの状況を明確にすることがよろしいのではないかと、そして平成30年度後半に、これから予定をしている取組もあることから、策定時期を前倒しいたしまして、できるだけ早い時期に公表することで、3年間の計画としたいと考えてございます。よって計画期間を平成30年度から32年度までの3年間といたしまして、当初予定しておりました2月の策定を来年1月に変更させていただきたいと存じます。なお、この1番目の四角の囲みの部分でございますけれども、事業計画については平成30年度から32年度、そして、平成29年度も既に取り組んでいる事業もございまして、29年度末の状況として取組状況をお示ししていきたいと思います。

次にナンバー2でございます。取組目標の設定理由となる現状を示す調査結果を資料編に掲載するとよいのではないかとのご意見がございました。特に取組目標の二つ目、三つ目でございます、働き方改革が推進されていると感じる割合、それから自分の仕事と生活のバランスがとれていると感じる割合について、それぞれを70%以上としてございますが、その理由を示す調査結果を資料編に掲載するとよいというご意見がございましたので、今回のこの素案につきましては、資料編、後ろの方でございますけれども、46ページになります、こちらに掲載をさせていただきます。また、割合、年代などのクロス集計もあるとよいというご意見もございまして、こちらのクロス集計につきましては、現在、クロス集計の作業中でございますので素案の方には掲載はできませんが、実施計画案の際には資料編に掲載したいと考えてございます。

次にナンバー3のアンケートの質問票を計画に掲載したらどうかというご意見がございました。質問票もあるとどういった内容なのかということが分かりやすいということから、質問票も含めてということがございましたが、質問票につきましてはかなりのページ数を要しますので、全回答も含めてホームページの方に掲載する予定をさせていただきます。

次に4番目の学校施設開放業務の改善について、33ページの学校支援地域本部事業と同様に具体的な累積実施校数を掲載した方がよいということがございました。当初、その年度の実施校数のみを記載してございましたが、学校支援地域本部事業と同様に累積校数を記載するということで、括弧書きで入れさせていただいておりますので、右側の下線部の部分が修正部分になります。

次に5番目でございます。教員マイスター制度につきましては、累積認定人数を記載する方がよいということで、上段の4番目と同様でございますけれども、マイスターについては37ページに記載しておりますが、こちらにも認定人数だけではなく、その累積人数も記載ということで、右側に下線部として修正をさせていただいております。

変更点につきましては以上になります。

なお、恐れ入ります、概要版をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、本日教育委

員会でご審議いただき、ご決定をいただきました後、10月には第4回検討委員会また区民文教常任委員会に素案の報告をさせていただきます。その後、各関係者への内容説明ということで、PTA連合会、青少年委員会にご説明をさせていただきます。

さまざまな関係者からのご意見を踏まえまして、改めて実施計画案といたしまして、教育委員会で12月にご協議をいただいた後、庁議を経て、1月には教育委員会でご審議をいただき、ご決定をいただきたいと存じております。

スケジュールにつきましては、以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問・ご意見をお願いいたします。

○山内委員 クロス集計などは後でホームページに掲載ということでよろしいかと思えます。これは迅速にまずまとめるということが大事ですので、ホームページに掲載で構わないと思えます。

一方で質問票なのですけれども、質問票は紙媒体のものに掲載すべきではないかと私は思います。つまり、ホームページの場合にいつまでそれが掲載され続けるのか、場合によってホームページに出ているものは消える可能性もあって、そういう意味では紙媒体の中に質問票を載せておくということは大切なことではないかと思えます。その理由は三つありまして、一つは、質問票は、実施計画をまとめるに当たってどういう項目でアンケートを行ったかということはある意味でこの取組に当たっての問題意識を実は示すものでもあると思えます。ある意味で、調査票をどういうふうに設計したのかということが問題意識を示すということになります。

それからもう一つは、色々な分析を基にしながら実施計画をまとめている訳ですけれども、どういう項目が用意されていたかということがあることで、どういう項目に注目をして分析をして計画をまとめたかという、分析の妥当性とか適切さを示すものにもなると思えます。

もう一つ、三つ目は、今後必要なときにさらに追加の解析をする、あるいは将来また似たような調査をしたときに経時的にその比較をできるという意味でも紙媒体の中に調査票を置いておくということが重要なのだと思えます。そういう意味では、ページ数が多いといっても、それ程ではないと思えますので、できれば質問票はこの紙媒体の実施計画の際の付録資料としてつけておいた方がいいのではないかと思えます。

○教育長室長 私どもも紙媒体の必要性ということも重要視しているところでございます。質問数が50問程に上ることから、あと記述式の部分もかなりございますので、そちらも整理をした上でとなりますけれども、今、山内委員がおっしゃったように問題意識であるとか、その質問項目の妥当性であるとか、今後に向けてというところの視点をしっかり私ども注視しながらもう一度検討はしてみたいと思えます。

○教育長 載せるべきでしょう。こういう質問して、こういう結果が出たということを情報提供すべきです。

今、山内委員がおっしゃられた質問に関連するのですけれども、改めて見ると、構成として、例えば12ページですが、「具体的な施策内容」の施策1、現状はこうです、次が「在校時間の適切

な把握」で、こういうことが必要ですというのはいいと思います。いいのですが、現状についてアンケート調査の結果が触れられていないのです。アンケート調査の結果、こういうことがわかったので、こういうところが課題である。実態をつかんだ上での取組ですよね。国とか東京都ではこんな取組が、それだけではなくて、港区として独自にやっていくものがありますよね。実態はアンケート調査だけではわからないかもしれませんが、少なくともアンケート調査の結果をここに載せることで、次のところが生きてくると思うのです。さらに言うとクロス集計の結果も同じようにここで反映されなくてはいけないけれど、クロス集計結果はこれからですよ。早く集計して、その結果としてこんな現状が浮き上がってきましたよということになると思います。

取組事態は間違っていないと思います。縦横斜めも色々やってくれているので、間違っていないと思うけれど、そこの部分の記載が足りない気がします。まさに実施計画だから、現状を踏まえた課題を解決するための取組です。そういう意味で、さきほど山内委員が言われた、結果だけじゃなくて質問もやはり載せる必要性がそこにあると思います。

それからマイスター制度ですが、32年度の58名がよく分からないのだけでも、なぜ一桁まで記載するのですか。

○教育指導課長 教科領域で何人と限定した場合の上限ということで設定しました。上限を外せばどんどん無尽蔵に増やせるのですけども、果たしてマイスターとして認定する意味があるかということになってしまうので、人数を限定します。

○教育長 では、58名の「8」には意味があるということですね。

○教育指導課長 意味はあります。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 先程、教育長がおっしゃったことをやっていただければと思います。特にこの実施計画で重要なのは40ページだと思うのです。つまり、こういうPDCAのサイクルを回して、常に進捗を管理して改善していくということです。そのときに実はこういう実態の把握・分析というのはこの中で鍵になる訳です。ある意味で今回のことは、この最初の1年目のプランの前段階で、ある問題、プロブレムがあって、それに対してデータを取って、アナリシスをしてやっている。そういうサイクルを回して、そこからこのプランが出てくる訳ですよ。その後、今度チェックのところで常に実態の把握、そしてその分析というのが入る訳ですから、そういう意味では実態把握をするということはこのPDCAのサイクルを回すときの一番鍵になるところだと思います。これを丁寧にやっていくということは、ある意味で港区がこの働き方改革に実態を丁寧に分析しながら取り組むという一つの宣言にもなる訳です。そういう意味でもこの40ページのところを、せっかく書かれているので、案件の調査分析も大事にされる、できればあとはこの40ページのところに、実態把握をしながら改善を図っていくのだということも、一文加えられてもいいと思います。

○教育長室長 今回の計画は本当に短期間の中でいかにPDCAを回していくかということが重要な鍵になっておりまして、各学校が主体的に動けるように事務局側も支援をしていくことになって

おります。ですので、今、おっしゃっていただきました実態の把握・分析につきましても、もう少し具体的に記載をしたいと思えます。

○教育長 山内委員がおっしゃられたのはきつとこういうことだと思います。港区のこの実施計画は素晴らしい、おそらくほかの自治体の手本になっていくと思うので、あともう少しでさらにバージョンアップできるので、もったいない、ここまで来ているのだからという思いがあります。そういう意味ですよ。

○山内委員 そうです。

○教育長室長 頑張ります。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、クロス集計の結果等あるいは今ご意見いただいた点の修正はありませんけれども、採決に入らせていただきます。議案第56号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第56号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 (仮称) 港区立科学館の管理運営について

○教育長 次に議案第57号「(仮称) 港区立科学館の管理運営について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、「(仮称) 港区立科学館の管理運営について」ご審議をお願いいたします。資料につきましては、タブレットで137分の101、そちらの内容と、同様にタブレット番号でいきますと137分の109のところでは、前回8月21日にご協議をさせていただいた際のご意見とそれを踏まえた対応状況というのをご用意させていただいております。

こちらの対応状況に沿ってまずはご説明をさせていただければと思います。2件ございまして、まず1件目が、貸切投影の観覧料の算出に年間平均稼働率を掛けるのはどうかというお話でございました。これに対しましては、この資料の中で出てくるところは137分の103、資料でいきますと3ページのところでございます。下の方の(3)で貸切投影というのがございますけれども、こちらは改めて考え方について検討させていただきまして、年間平均稼働率を掛けてしまいますと、一定の人数を超えてしまった時点で貸し切った方が得になってしまったり、色々な課題もありますので、こういったことを踏まえまして、このまま一般投影の観覧料600円に、席数が121席でございますので、それを掛けて、大勢で利用されるということで団体というような考え方をいたしました、5万8,000円という形に改めさせていただきました。

もう一つが、貸切投影を利用できる団体ですとか減免対象となる団体について、あらかじめ団体を特定した上で決めておくべきという話をいただきました。これを踏まえまして、資料の方でいきますと3ページのところ、(3)の貸切投影というところがございますけれども、この中で明確に学校、社会教育団体、区が指定する地域団体、区が指定する福祉団体、区内企業等の団体というこ

とで、まずは貸切ができる団体を限定するということといたしました。かつ、その下のところ、(3)②のところ、「観覧料の減額・免除」というような記載がございますが、こちらの中で、区が定めている「港区公の施設の使用料の減免・免除等について」に基づきまして、貸切投影については官公署又は公益法人が公益のための行事に利用する場合は半額で、区が利用又は共催する場合と、指定管理者が当該施設で区が認める事業を実施する場合は免除というような形にしております。

あとさらに、これが主に減額・免除の大きなところですが、学校の授業で施設を利用して学習のために施設を利用するというような場合には免除という形。あとは区が指定する福祉団体という場合も免除という形にしています。あと区外の小・中学校、幼稚園などの場合には半額という形の設定とさせていただいております。

前回のご協議を踏まえた変更内容については以上でございます。

もう一つ、最後に資料の5ページです。137分105のところでございます。今後のスケジュールというところがございます。これを経まして、10月下旬に議会の区民文教常任委員会に報告をさせていただきます。ここからは条例の制定の手続に入っております。ご決定いただきます管理運営の内容を踏まえて、それを条文に落とし込んでいくというようなところで、第4回区議会定例会で議決いただけるように準備を進めているところでございます。それが決まりましたら、年明け、平成31年1月以降、条例制定を踏まえて管理運営事業者の選定に入っております。選定の結果、最終的に選定事業者の候補者が決まりましたら、来年の7月、教育委員会の方にまた出させていただきます。第3回区議会定例会、平成31年9月の定例会のところ指定管理者を決定、平成32年の2月末で建物自体の竣工、同年4月1日から科学館の運営を開始する予定になってございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。説明に対するご質問・ご意見をお願いします。

○山内委員 今日は管理運営の内容のことに特に疑問はありません。今後のスケジュールを拝見した中でお伺いしたいことは、これから指定管理者が選ばれていくと、おそらく指定管理者も交えながら、実際の常設の展示のコーナーの作り込みということになっていくのだろうと思いますけれども、こういう科学館の場合に、1回来て、もういいやとならないように、本当にリピーターを増やせるような展示にしていくというのは結構難しいことだと思うのですね。それはおそらく指定管理者任せにしては絶対できないことです。特に例えば子どもの年代あるいはもう少し年の上の年代、それぞれどういうところでこういうものを面白がられるか。本当に面白いものであれば、子どもも大人も一緒に面白がれるような展示をいくらでもできますので、そういう点では港区の学校にも当然、理科教育の専門の先生方もいらっしゃるし、そういう方たちのアイデア、意見も聞きながら、それからまた他の優れた自然科学系の博物館の展示の様子なども見ながら、いいものをつくっていただきたいなと思います。これは工夫すればする程面白い展示になるので、そうすればいくらでも繰り返し来てくれるようになりますし、幅広い年代が来てくれるような作り方をぜひお願いした

いなと思います。

○教育企画担当課長 展示ですが、運営に関しましても同様でございますけれども、今のご意見等も十分に踏まえまして、定期的な更新ですとか、更新に当たってはさまざまな方からのご意見等も踏まえて、繰り返しになりますけれども、何度も来ていただけるような施設ができればと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第57号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第57号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 郷土歴史館特別展の観覧料について

○教育長 次に議案第58号「郷土歴史館特別展の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第58号「郷土歴史館特別展の観覧料について」説明をさせていただきます。審議事項でございますが、特別展「港区指定文化財展—悠久の旅人—」の観覧料を下記のとおり決定させていただきたいと考えてございます。

来る11月1日に開館します郷土歴史館で開催します特別展の観覧料の徴収を下記のとおり実施したいと。特別展の概要でございますが、特別展の名称は今回の文化財保護条例施行40周年記念と郷土歴史館の開館記念ということで、港区指定文化財展として「悠久の旅人」。同時開催として、明治維新から150年経ちましたので、館蔵資料によるそういった展覧会との同時開催とさせていただきます。

開催期間につきましては、11月1日から翌年の1月27日まででございますが、3回の展示替えを行います。1期、2期、3期と、大体3週間ちょっとぐらいつつで分かれておりまして、その中で講座等を実施して、足をなるべく運んでいただきたいというような工夫をしている段階でございます。その中で観覧料を決定させていただきたいと考えてございます。

特別展のみを観覧していただく場合は大人400円で、小中高生については200円。常設展と同時に購入をした場合につきましては、大人300円、小中高生については100円ということで、100円を引かせていただいている状況でございます。こちら常設展と同時に購入をした場合の減額の理由でございますが、発券自体は1枚しか発券しませんので、発券をする手間が省けるということで、人件費等が省けるのではないかと。アテンダントの費用としましても共通部分がございますので引けるというところ、あと管理運営の部分で共通化できることから少し減額できること。また、港区の歴史・文化について知っていただきたい、観覧を促すといった意味からも100円を引かせていただきたいというところはございます。

裏面を見ていただきますと、参考として、複雑ですので、表にしてまとめてございます。特別展、大人につきましては400円と説明しましたが、団体の場合は2割引という規定がございますので、2割引きをさせていただきます。特別展と常設展を同時に購入してセット券という形になった場合は、一番下にある600円、団体の場合は480円。小中高生の場合は一般の方は200円、団体の方は160円でございます。区内在住・在学の小中高生につきましては無料ですが、その対象外の方々については先程の値段を設定してございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問・ご意見をお願いいたします。

「2 観覧料」ですが、普通の表記としては特別展だけ観る人は400円で、常設展もあわせて観る人は600円ですと普通考えると思うのですがどうでしょうか。300円に安くするということだろうけれど。

○図書文化財課長 常設展がもともと300円という固定に条例上されておりますので、300円プラス400円にすると700円になってしまいます。ただ、セットで購入する場合はあらかじめ特別展の方を割引かせていただくことで、セット券で600円が成り立つので、書き方としては、同時に購入された場合は特別展の値段を100円安くしますと記載をさせていただいております。

○教育長 参考の表はそういう意味ですよ。

○図書文化財課長 ちょっと難しいので、この参考の表をおつけさせていただきました。一見したのでは多分分かりづらいと思われましたので、今回はつけさせていただきます。

○教育長 「購入した場合」ではなくて「観覧する場合」です。常設展と同時に観覧する場合の特別展の観覧料ですよ。

○図書文化財課長 そのとおりなのですが、ここは購入をしたときに割引をしておかないと、常設展を事前に朝見ました、一度帰った後でまた来ました、特別展だけ見たいですとなったときに、その日同士のチケットが出てくるとうまく整理ができないのかなと思ひまして、最初から意思表示をしていただいて同時に購入をした方のみこの値段で売り出させていただくという意味合いでこう書かせていただきました。

○教育長 購入という言葉がどうか。

○図書文化財課長 閲覧というよりは、購入をしていただきたい。要するに購入をするときにもう両方見ますよという意思決定があった方についてはこのお値段にします。

○教育長 「同時に観覧する」ではだめですか。

○図書文化財課長 観覧といったときに、例えばこのチケット自体は同日であれば、朝であろうと夕方であろうと有効なチケットを出さなければいけないという機械上の設定がありましたので。朝イチに来たときとか、最初の段階でもう購入をするという意思決定をされた方については割引きをしますけれども、朝、常設展だけを見て300円払いました、後で特別展も同じ日に見たいので、400円じゃなく300円にして売ってくれと言われても売れないと。

○教育長 それは「同時に」でわかるのではないのですか。

○図書文化財課長 同時に閲覧ではなく、同時に購入という形で、朝に購入をしていただく。最初に来ていただいたときに購入をしていただく。

○教育長 朝来て、夕方また来たら別ではないかな。

○図書文化財課長 実は機械の関係でチケット自体が1日有効になっています。

○教育長 そういうことですか。

○図書文化財課長 セキュリティーゲート自体が。

○教育長 何度でも入れるのですか。

購入したというのは何を購入したということですか。

○図書文化財課長 チケットです。

○教育長 観覧料で購入というのはおかしい。

○図書文化財課長 確かに言われるところはあります。意味合いとしては……

○教育長 常設展は何回でも出入りできるのですか。

○図書文化財課長 常設展も特別展も1日。

○教育長 特別展もそうですか。

○図書文化財課長 両方、1日OKなのです。ただ、同時に購入していただかないと割引ができないということで、あえて購入という文字を使ったのですが、確かに分かりづらい。分かりやすいという観点はちょっと欠けているかなと思います。

○教育長 それははっきりしておいてください。

○図書文化財課長 表現は次回に向けてやります。

○教育長 特別展のチラシは案だろうと思いますが、観覧料のところに「同時に購入する場合」と書いてあります。

○図書文化財課長 セット券とか、そういった形で、こちらも分かりやすくしたいと思います。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは議案第58号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第58号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 平成30年度港区指定文化財の指定について

○教育長 次に議案第59号「平成30年度港区指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それではただいま議題となりました議案第59号「平成30年度港区指定文化財の指定について」ご説明をさせていただきます。

審議事項につきましては、審議会の方から答申を受けた次の有形文化財につきまして、港区文化財保護条例第4条の規定に基づきまして、港区指定文化財に指定するということになってございます。

答申につきましては、別紙1に記載のとおりでございますが、概要を申し上げてさせていただきます

す。まず畠山一清邸というのが6棟ございまして、こちらの方を諮問させていただいておりますが、畠山一清邸の方は、調査の段階で地盤の改良であったり、地盤沈下等があったので、建物の耐震化であったりさまざまな変更を加えることが分かっておりますので、今回は指定を見送ることが望ましいということでいただいております、こちらは指定を見送った方がいいのではないかと回答をいただいております。

2番目の増上寺の梵鐘につきましては、重要なものということで、貴重な資料ということで回答を受けておりますので、指定という方向で来てございます。

また3番目の圓通寺の梵鐘でございますが、こちらを諮問をさせていただいておりますけれども、圓通寺のものは承教寺の梵鐘と同じ鋳物師がつくったということも今回判明をしております、そういった意味でも重要であると回答を受けてございます。

4番目の承教寺の梵鐘につきましても、こちらが……ということでふさわしいというふうに書かせていただいております。また、つけたりとして鐘楼がついてございました。こちらにつきましては、梵鐘も貴重な文化財であるとの回答を受けてございますが、つけたりは鐘楼につきましても、これは建築物として単独で指定するべきだというふうな回答をいただいております。こちらは、梵鐘がつくられたときにほぼ同時期につくられたもので、その部材がそのまま現在も使われているということで貴重だということで、審査員の先生たちもこちらは単独で指定するべきだということで意見がまとまりましたので、今回はつけたりではなく単独指定するべきだ、そういった形で回答を受けているところでございます。

その回答を受けまして、項番2「指定文化財」につきましては、(1)種別としまして、有形文化財・建造物。名称、承教寺の鐘楼、1棟。所有者は宗教法人承教寺。所在は記載の場所ということで、詳細は別紙2に記載をしております。

続きまして(2)番ですが、種別は有形文化財・工芸品。名称につきましては増上寺梵鐘。1口。所有者につきましては、宗教法人増上寺でございまして、所在の場所につきまし記載のとおりでございますが、詳細は別紙3に記載をさせていただいております。

(3)の方に行きまして、種別は有形文化財・工芸品。圓通寺の梵鐘で1口。所有者は宗教法人圓通寺。所在の場所は記載のとおりでございます。詳細につきましては別紙4に記載をさせていただいております。

(4)番目の種別は有形文化財・工芸品。名称は承教寺梵鐘、1口。所有者は宗教法人承教寺。所在の場所は記載のとおりでございまして、詳細は別紙5に記載をさせていただいております。

次のページに行きますが、今回の指定が決定しましたら、周知の方法としましては、広報「みなと」への掲載と「ミナトマンスリー」への掲載。今度は、11月1日になりますので、「港区立郷土歴史館のホームページ」、新しいホームページでご紹介をさせていただきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問・ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第59号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第59号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第4 協議事項

1 平成31年度港区立幼稚園の定員等について

○教育長 次に日程第4、協議事項に入ります。「平成31年度港区立幼稚園の定員等について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは「平成31年度港区立幼稚園の定員等について」ということで、タブレットの方は協議事項のファイルをお開きいただきまして、タブレット番号の1ページということになります。ご協議いただくのは、就園希望者の増加ですとか応募状況を踏まえまして、平成31年度定員を112人拡大いたしまして、1,635人といたします。

また、子育てサポート保育、4時半までお預かりする保育につきましても、これまで実施できておりませんでした芝浦幼稚園及び白金台幼稚園で開始をいたします。これによりまして区立幼稚園全園での実施ということになります。

続きまして項番2の方で定員を表にしております。この表の中でゴシック体、ちょっと太く字になっている、形が違うものが昨年度、平成30年度定員と比較して変更のあるところとなっております。

具体的には、まず中程の麻布幼稚園につきましては、今年度中に増築が終わりまして、これまで3、4、5歳1クラスずつだったものを平成31年度は3、4、5それぞれ2クラスずつということになりまして、単純にそれぞれの年齢で定員が倍増という形になります。前年比85名の増ということです。

それ以外、白金台、港南、中之町、青南につきましては、それぞれ3歳児の増員になるのですが、3歳児につきましては昨年度もそれぞれ複数学級がございました。その際にそれぞれ複数学級の場合には各クラス22名ということで、44と定員をしてございました。例えば港南ですと3クラスでしたので66。あと白金台、中之町、青南について44ということだったのですが、別紙2という資料でご覧いただきますと、戻りまして別紙1の方でもそうなのですが、平成30年度の募集結果といたしまして、3歳児に関してなのですが、12園区立幼稚園がありまして、そのうち3歳児を受け入れているのが10園ということになりますが、その10園のうち9園で抽選になってしまっているというような状況も鑑みまして、それぞれ複数学級であっても3歳児の1クラスの定員を25名という形にさせていただきまして、それぞれ少しではありますが、増やして、1人でも多く入っていただけるようにということでした。これにつきましてもそれぞれ定員増

とさせていただきます。

続きまして2ページ目をご覧ください。次に子育てサポート保育でございます。先程申し上げましたとおり2園で新たに実施いたしまして、12園全園での実施となります。

実施時期は31年4月と想定してございます。

最後に項番4で今後のスケジュールでございます。この後、10月5日の庁議にかけまして、それを踏まえて、改めまして10月9日の教育委員会でご審議をいただければと思います。そういたしますと募集の時期に入りますので、11月11日の広報「みなと」で周知ができればと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問・ご意見をお願いします。

別紙2の見方を説明してもらいたい。例えば高輪が補欠登録者数9名で、辞退者数13名、12月13日以降の随時受付が5名で、5月1日現在の待機者数が2になったわけですが、それはどのような経過でなったのかを聞きたい。

○教育企画担当課長 別紙2のところで、今のところでございますと、まず補欠登録者数でございますが、これは当初受付というのが11月にありまして、追加受付が12月にありますけれども、追加受付を行って、その結果も踏まえて、その応募があった後、抽選が行われますけれども、それで当選できなかった方の数ということで、それぞれ芝浦ですと19ですとか高輪9ということになります。その後、刻々とほかの何らか、例えば保育園ですとかそういったところに決まったとか、場合によっては私立幼稚園ということも可能性としてはあるのですが、それが決まっていた方が次々に辞退をしていくということで、この数が減ってくるということになります。その後、一方で随時受付がございまして、ここで随時受付をしている方の数というのが芝浦ですと2名といった形で増えるということで、その辺、追加の受付と辞退というようなところを最終的に反映して、5月1日現在、引き続き、いまだに補欠登録をしている方の数ということで、9人という形になっています。

○教育長 それは分かりますが、5月1日現在の待機者数がどのような人数計算で、例えば高輪幼稚園2名になるのかを教えてください。

○教育企画担当課長 高輪の2には、補欠登録がまず9名ということになりまして、随時受付がその後入りますので、それを足して14ということになって、辞退者が13ですので。

済みません、芝浦で申し上げます。例えば芝浦ですと補欠登録19ということになりまして、辞退が12ということになりますので7残って、随時受付がここでプラス2入りしましたので、7プラス2で9ということになります。

高輪はですね……。

○学務課長 私の方で募集については把握してなければいけないのですけれども、今、手持ちがないので、後程ご説明させていただければと思っています。

○薩田委員 受かったからそっちに行くことにしたとか、引っ越しで急にとか。

○教育長 後程説明してほしいのですが、我々知りたいのは、入園式を4月にやって、今、現在、どのぐらい待機がいるのかという点です。5月1日はかなり前ですよ。

○学務課長 できるだけ直近のものでご用意させていただきます。後程報告させていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○教育長 それでは、後程、今の件については説明してもらおうということで、この案件については、以上とさせていただきます。

日程第5 教育長報告事項

1 平成31年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 次に日程第5、教育長報告事項に入ります。「平成31年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー1をご覧ください。「平成31年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」概要をご報告させていただきます。

まず1の「対象者」ですけれども、区内に住所がありまして、平成31年4月に小学校・中学校へ入学する新1年生が対象となります。

次に2の「受入れ上限数」でございます。受入れ上限数とは入学可能人数の上限のことです。入学希望者が受入れ上限数を超えた場合には、通学区域外からの入学希望者を対象に抽選を行うことがございます。なお、通学区域内の入学希望者は受入れ上限数にかかわらず抽選なしで入学することができます。

各学校の上限数ですけれども、1ページの表のとおりでございます。恐れ入ります、先に裏面といたしますか、タブレットでいたしますと2ページ目になるのですけれども、上段の二重線で囲まれた部分をご覧くださいだければと思います。こちらが上限数の考え方をまとめたものでございます。小学校につきましては6年間、中学校は3年間における通学区域内への転入を見込みまして、受入れ上限数を低く設定しております。例えば小学校の場合ですと、2学級の場合は1クラス35人の2クラスというのが通常で、合計70名となりますけれども、転入してくるであろう子どもの数は6年間で10名と予測し、その10人をあらかじめ差し引いた計60名を受入れの上限としてございます。

恐れ入ります、表の1ページに戻っていただければと思います。小学校・中学校の受入れ上限数になります。昨年と比較しながら、変更になったものについて中心にご説明させていただきます。まず左の表をご覧ください。小学校の上限数です。昨年と比べ変更のあった小学校は芝浦小学校と赤坂小学校の2校です。最初に芝浦小学校のところをご覧ください。上から4行目になります。学区内人口増加のために、昨年度7クラスより1クラス増やしまして8クラスということで上限設定させていただいております。現在、芝浦小学校では仮設校舎建設中で、平成31年4月には普通教室が利用可能となります。そのためクラス数を増やしても対応できるため8クラスとしてございます。

次に、同じ小学校ですけれども、下から4行目、赤坂小学校のところをご覧ください。受入れ上限数は昨年度90から80に減らしてございます。この説明につきましては、恐れ入ります裏面の二重枠の※印の2番目のところをご覧ください。赤坂小学校は厨房が狭くて、給食提供数の上限が500食程度となっております。平成34年2月期に赤坂中学の新校舎が開校し、赤坂小学校の5、6年がそちらに移るまで全児童数を500人以下としなければならず、新入学児の上限数を80としてございます。他の小学校につきましては、昨年度と変更したところはありません。

次に右側の中学校でございます。中学校の受入れ上限数につきましては、昨年度と同じで変更したところはありません。

続きまして2ページ目の3の「抽選結果の順位の優先について」をご覧ください。抽選になった場合の順位の優先についてですけれども、小学校においては、隣接学区区域で希望する小学校に兄や姉が在学しているお子さんは抽選結果の順位を優先いたします。これはご希望がかなり多いということが理由でございます。また東町小学校と南山小学校の抽選対象者で国際学級への入級条件を満たす児童についても、兄弟枠の順位を優先させて、次に順位を優先させていただきます。

次に「今後のスケジュール」でございます。学校選択希望票の送付は10月12日の予定でございます。学校選択希望票の提出期限は、郵送が11月9日、持参が11月12日。応募状況の公表は11月22日でございます。同時に抽選校の発表もさせていただきます。抽選校の実施は12月3日。就学通知の送付は1月10日となります。

最後に参考資料の方をご覧くださいませでしょうか。タブレットの方でいうと3ページ目になります。参考として、新入学児童・生徒の学齢人口をおつけしております。左側の表が小学校です。一番左の列が今年度入学した平成30年4月1日現在の新入学児の住民登録者数です。現在の小学校1年生の学齢となります。区立小学校に入った児童ではなくて、住民登録している児童数でございます。それから右側の太枠のところですが、来年度1年生になる予定の平成30年9月1日現在の住民登録の児童数です。比較いたしますと、白金の丘小学校、それから高輪台小学校の増が目立つところでございます。

それから右側ですけれども、これは参考として、実際に今年度、区立小学校に新入学した児童数と学級数を記載してございます。計のところをご覧ください。現小1の学齢人口が2,288人。それから来年小1の学齢ですが、2,524人ということで、平成31年度は236名の増となります。これがこのまま増えるという訳ではありませんけれども、参考にさせていただければと思います。

右側の中学校の方をご覧ください。中学校につきましては現中1の学齢ですが、1,622名。来年中1の学齢ですが、1,818名ということで、196人の増加ということになります。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

2ページの赤坂小学校のところをもう1回、人数も含めて説明してくれますか。

○学務課長 2ページ目の枠の中のところですか。

○教育長 ※印のところですか。

○学務課長 赤坂小学校なのですけれども、平成30年4月1日現在の児童数が426名ということで、例えばこの括弧書きで書かれている部分なのですが、6年生でいうと66名ということで、数としては非常に少ない数が卒業するということになります。そうすると新校舎開校までの期間は全児童数で500人以下とする必要がございますので、上限数を80名という形で。これは3学級を想定しているのですけれども、80名という形でいきますと例えば3年生になったときにうまくいけば2クラスにすることができるという意味で80という形にしているところです。

以上です。

○教育長 通常80人ではなく、90人ですが80人に落としているのは給食の提供食数が500食ということだからですね。

○学務課長 そうです。

○教育長 単純に言うと、30年4月に全児童数426人いて、6年生が卒業すると360人になります。そこに上限の80人が新生入生で入ってくると440人ですよね。そうすると500人にまだ余裕があるので90でもいいのではと思いますが、どうですか。

○学務課長 来年度はおそらく500を超えることはないかと思うのですけれども、それ以降、新校舎開校までもたせなきゃいけない。平成34年1学期までについては何とか500に抑えたいというところもありまして、もしこれを90という形にしますと、3クラスでやろうと思えば105名までの受入れ可能という形になりますので、できましたら80というクラスに、来年度につきましては比較的数字を少なく抑えて、次の年度でも耐えうるような形で上限数をセットさせていただきたいということがございます。

○教育長 そうするとそのシミュレーションがあるということですね。それを説明しないと、まだ余裕があるということになってしまいます。

○学務課長 失礼しました。例えば人口推計上見込んでいるのが、平成33年度には抑えずにいきますと521名という数を想定しているところがございます。1年生が4クラス、2年生から4年生までが3クラス、5年生、6年生が2クラスの17クラスとなってしまいますと521名という形になってしまいます。それを抑えるために今年度については80名という形でやらせていただいて、少しずつ31年度、32年度、33年度それぞれ上限数を絞っていく必要があるのですけれども、できる限り500以内に収めるということで想定しているところがございます。

○教育長 521人という数字が具体に出ているのであれば、平成32年4月、平成33年4月は何人で予測していると説明することが必要です。

○学務課長 例えば平成32年度ですと、1年生から3年生まで3クラス、4年生から6年生まで2クラスという形にとりますと、481名という形で15学級という形を想定しております。これが例えば翌年度の33年度になりますと数の少ない6年生69名という数が抜けて、さらに多い新1年生が入ってきますので、521名という形で想定しているところがございます。

○教育長 想定しているのであれば、それは記載してもらいたい。

○学務課長 失礼いたしました。

○教育長 結果だけ書いてしまうから疑問が生じます。そこまでシミュレーションしているのであれば、500人以上になってしまうので31年度は90人のところを80人にするというのであれば、わかりましたということになるはずです。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成30年度春の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に「平成30年度春の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは平成30年度春の交通安全運動に伴う小学校の通学路点検の実施結果について報告させていただきます。資料ナンバー2をご覧くださいと思います。タブレットでいいますと4ページ目になります。

1「目的」のところです。児童の登下校の安全確保に当たりまして、通学路について定期的に現状を把握し、危険箇所の改善を図ってまいります。今回の通学路点検に関しましては、通常の点検に加えましてブロック塀等の位置の確認をし、児童への安全指導に役立てているところがございます。後程ご説明させていただきます。

2「実施体制」です。各学校を主体といたしまして、PTA、学務課、各地区総合支所、東京都、警察署、それから町会・自治会等の参加により通学路点検を実施したものでございます。

3番目の表のところです。実績一覧ということで記載をしております。合計数でいいますと522名の参加がございました。平成29年度の春につきましては529名の参加でありましたので、例年と変わらない数のご参加をいただいているところでございます。参加人数の多かったところは下から3番目の芝浦小学校59名、それから下から7番目、東町小学校の45名、それから上から7番目の白金の丘小学校、それから上から3番目、赤羽小学校が参加人数が40名を超えている学校となります。

2ページ目をご覧くださいと思います。今回の点検で報告されました主な指摘箇所とその対応について主だったところを説明させていただきます。2ページ目の3番のところ。「路面表示や横断歩道、白線の設置・引き直しをしてほしい」というところで件数が多く挙がってきてございます。「路面標示を設置済」または「路面標示を引き直し済」とか、「設置を検討中」「引き直し検討中」のところ为学校として対応しているところでございます。

その下の4番目、「防護柵、ガードレール、支柱を設置・修繕してほしい」というのも数多く挙がってきてございます。設置を検討中または修繕を検討中というところで案件の要望がございまして。

それから3ページ目になりますけれども、一番上の8番「ミラーの設置、角度の調整をしてほしい」というところで指摘箇所が多くございました。「ミラーの角度を調整済」それから「設置を検討中」「角度の調整を検討中」ということが各学校でございました。

それから下から2番目、13番の「危険と思われるブロック塀等があり注意が必要である」というところですが、これにつきましては別紙で説明させていただければと思います。

参考資料としてつけさせていただいているものがございます。タブレットでいいますと7ページ目になります。「ブロック塀等の位置の確認を含めた通学路点検について」ということで、現状確認のところですが、ブロック塀等の位置の確認を含めた通学路点検について、大阪北部地震のあった6月18日以前に通学路点検を実施した学校が7校ございますが、それを含めて6月29日までに全校完了してございます。

2番目の対応のところですが、今回、確認したブロック塀の位置を通学路マップに落とし込んで、学校の方に情報提供し、児童が近づかないように学校からの注意喚起をお願いしているところですが、また、状況に応じまして併せて通学路の変更についても検討をお願いしてございます。

それから3番(3)のところ、これまでのところ通学路変更を行った学校はありませんが、4番の今後の予定のところですが、基本的に通学路に面した私有地の塀につきましては、安全か否かというところで私有地の所有者に確認困難ですので、通学路変更の可否について改めて各学校へ調査を行います。おそらく変更が不可能である理由があると思われるので、変更が不可である理由についても記載させていただくことを考えております。例えばブロック塀がある道路の反対側は歩道が非常に狭いであるとか、または通学路を変更した場合、より危険な箇所が増えてしまうとか、そういった理由について問う形を考えてございます。基本的に通学路変更が不可能である場合については、ブロック塀等に近づかないように改めて児童への注意喚起を学校の方へ依頼するものでございます。

それからもう1枚、参考でつけさせていただいているのですが、6月19日付で文部科学省からの通知がございまして、「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」という資料をご覧いただきたいと思っております。これの下から5行目のところなのですが、通学路について記載がございまして、「改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いいたします。」ということで文科省からも通知が来ているところでございます。

なお、参考に戻っていただきまして、1枚前ですが、タブレットでいいますと7ページのところです。11月1日からブロック塀の除却・設置工事費の助成が開始されます。道路沿いに設けられた12メートルを超えるブロック塀等を対象に、個人所有やマンション組合、それから中小企業者等のブロック塀の所有者に対して20万円を限度に助成するというものが建築課の方から出されてございます。

通学路点検の実施結果につきましてのご報告は以上になります。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

2ページ目の3番の路面標示等の一番下、芝小学校で点検したところ、横断歩道路面標示の塗り直しをしてくださいという要望が出ています。塗り直しが不要であるというのは、どういうことですか。新たに横断歩道を設置してほしいということとは違うと思うのですが、塗り直しが必要であ

れば塗り直しすればいいと思うのです。不要というのがよく分からないのですが、どういうことですか。

○学務課長 警察の方では、まだそこまで薄くない状態なので、やらなくてもOKだという判断と
いうことでした。

○教育長 横断歩道というのは道路管理者が塗るのではなくて、警察署が塗るのですか。

○学務課長 基本的に横断歩道につきましては警察の方で対応することになります。

○教育長 それで了解しているのですか。

○学務課長 学校の方がということですか。

○教育長 芝小です。

○学務課長 今のところ納得はしていただいているとの報告でございます。

○教育長 同じようなケースで、3ページ目の8番「ミラーの角度の調整をしてほしい」との指摘
に対し、総合支所が不要との判断をしている点です。困難であるとか、色々な角度の関係で難しい
というのはわかりますが、不要というのはどういうことですか。

○学務課長 総合支所の方から基本的にはすぐに現場に行ってもらって、ミラーを色々な角度から
見て調整することになるのですけれども、今回については、カープミラーの角度の調整については
総合支所の方からこれは問題ないという形で回答を得たというものでございます。

○教育長 どうもよく分からないのですが、PTAも含め芝小学校は了解しているのですか。

○学務課長 これは住所でいうと芝1-14という住所みたいなのですけれども、おそらく少しで
も角度を変えてしまうと大きくずれてしまうことがあって、いじることによって見える角度がより
狭くなってしまいう判断ということ、総合支所の方からこれ以上いじることは難しいという
ことで判断いただいていると聞いております。

○教育長 それは不要ではなく、困難ということですね。

○学務課長 困難ということですね。申し訳ありません。

○教育長 それから、11番の道路照明ですが、総合支所が必要がないとしています。そこに判断
があるわけですが、どういう内容ですか。

○学務課長 白金小学校、これは記載が誤っております。今、総合支所の方で対応中という形でい
ってございます。申し訳ございません。

○教育長 気になるところはほかにもあるのですが、困難というのは分かるのですけれど、不要と
か必要がないとかいうのは、指摘をした方々にちゃんと説明をしているかどうか、納得されてい
るかどうか、そこは確認しておいてください。

○学務課長 はい、分かりました。

○教育長 それから、学校のブロック塀等で撤去したところがありますが、その後の対応はどうな
っているのか教えてください。

○学校施設担当課長 学校の関係で言いますと、対象が5件ございました。速やかに撤去していま
すのが4件です。1件につきましては、これから撤去を予定しております。4件のうち、塀を復旧

しなければいけないということになります。そちらにつきましては、来年度予算で来年度工事ということで予定をしています。

○教育長 来年度予算の工事で大丈夫なのですか。

○学校施設担当課長 今現在は何もないということではなくて、鋼板の仮囲いですとかバリケードですとか、そういうもので学校理解の上で設置しているという状態です。

○教育長 そうすると学校運営上、支障がないということですか。

○学校施設担当課長 はい、そうです。

○教育長 もう1件、これから予定されているのはどこでしょうか。

○学校施設担当課長 もう1件は青南第2グラウンドの横の青南保育園それから青南第2保育園のちょうど間にありますレンガ造の塀となっています。当初速やかに撤去しようと考えておりましたけれども、その両保育園の夏の運用がある、夏、敷地の一部にプールを設置するというございまして、その中央にあるレンガを撤去して運び出すことが困難だということで、保育園の理解の上でこの秋から撤去をし始めるということになっています。

○教育長 それは、子どもたちの安全という意味で支障がないということですか。

○学校施設担当課長 ちょうど保育園の裏手に当たりますので、これが直接園児に影響するということは特にありません。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○田谷委員 私も神応小学校のPTAのときに実際に地域の方たちと回ったことがあるので、特に3番の路面標示や横断歩道標示は、本当に設けてもらいたいのだけれども、立地的に不可能だという場所が校区でも一つあるのです。それがちょっと挙がってなかったのが不思議だと思うのですが、そういうところもまたよく見直してもらいたいと思います。

今、質問は13番の「危険と思われるブロック塀」というのですけれども、この「危険と思われる」というのはどういう定義なのでしょう。

○学務課長 文科省の判定基準といいますか、あまり詳しい記載はないのですが、「ブロック塀等の劣化・損傷の状況」というところの判定基準の中で「著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること」という形になってございます。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 高さとか鉄筋が入っているとか、今回事件が起こったのはそういったような問題だったと思うのですが、そういう定義はないのですか。

○学務課長 文部省の通知に出ています。国土交通省の方の中では、高さについての表記はございません。

○教育長 建築基準法上云々ということですね。

○田谷委員 そうだと思うのですが。

○学校施設担当課長 コンクリートブロックの場合は高さ2.2メートルまでということになって

おります。ここで、「思われる」ということで使われたのは、目測であったり、それから中の鉄筋の有無については鉄筋探査みたいなことをしないとなかなか分からないということで、ここでは「思われる」ということで表現していると思います。

○教育長 「思われる」ではなく、法に抵触するものは当然で、それ以外にも、学務課長が言っていたようなひび割れがあるような、法には抵触してないのだけれどひび割れがあるとかが、傾いているとか、その意味で「思われる」ということではないのですか。

○学務課長 基本的に私有地ですので、おそらく目視によってどれだけ判断できるかというところだと思えるのですが、ブロック塀の劣化・損傷の状況を知るに当たって、大きな著しいひび割れがあるか、または破損しているか、それから傾斜が生じているかというところを判断基準にしてくださいということで通知があったと判断してございます。

○教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 (仮称) 港区立芝浦第二小学校等施設整備について

○教育長 それでは次に「(仮称) 港区立芝浦第二小学校等施設整備について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは「(仮称) 港区立芝浦第二小学校等施設整備について」ご説明いたします。資料ナンバー3、タブレット番号は74分の11をご覧ください。

こちらの施設整備につきましては、平成30年2月に基本設計を終えまして、現在、実施設計を行っております。今回、基本構想・基本計画で策定した内容において基本設計段階で変更しました主な内容及び外観デザイン等についてご報告いたします。

別紙のA3横の資料1ページをご覧ください。計画地はJR田町駅東口の複合施設みなとパーク芝浦や芝浦公園に隣接する場所でございます。ページ右上の図の赤枠で囲まれた土地、約2万179平米の複合建物の一部となります。延べ面積、建物高さ、階数等々は記載のとおりです。それから構造としましては、プレストレストコンクリート造で免震構造となっております。

それでは主な変更点をご説明します。まず4ページをご覧ください。タブレット番号は17分の15でございます。左に基本計画、それから右手に基本設計が並んでございまして、赤枠で囲まれたところが変更点ということになります。

まず1階の平面図です。基本計画からの変更箇所でございますが、まず児童の生活動線の中心となります階段の部分でございます。1階から2階までの階段付近を1.4メートルから2メートルに拡張しております。また非常用エレベーターは施設利用の運営面から、17人乗りから30人乗りへと変更してございます。

5ページをご覧ください。2階平面図です。2階のペDESTリアンデッキに面した地域開放用の受付位置の移動、そして特別支援教室の個室ブースの拡大から面積を変更しております。また2階

から8階までの階段幅を1.4メートルから2.8メートルに拡張してございます。

6ページをご覧ください。3階平面図です。こちらは便器の必要数の確保からトイレを拡大し、併せて諸室面積の変更によりまして保健室の位置も変更しております。

続いて7ページをご覧ください。4階平面図です。こちらは理科室について利用上の観点から5階から4階に変更してございます。

8ページをご覧ください。5階平面図です。こちらは多目的室と小人数教室を4階から5階に変更しまして、また放課GO→クラブ等々の配慮から教室の配置も変更してございます。

続いて9ページ目です。6階はプール階となっております。主に更衣室関係の配置を変更しております。また、この階から屋上までの階段幅を1.4メートルに変更しております。

続いて10ページ、11ページをご覧ください。こちら7、8階は体育館アリーナ階となっております。廊下、トイレ、多目的室、その他諸施設の配置を変更してございます。

12ページをご覧ください。こちらは9階の屋上校庭です。トラックのレーンを追加するなどの変更をしてございます。

13ページ目をご覧ください。こちらは校舎の南側の公園側から見た外観パース図です。白を基調とした明るい外観になっています。また、隣接するみなとパーク芝浦の外観と調和する一体的な計画としてございます。

14ページをご覧ください。こちらは線路越しに見た外観パース図です。こちらの表面の一部はアクセントとして再生木を利用したルーバーを設置してございます。

15ページをご覧ください。今後のスケジュールの予定です。工事は来年7月に着手しまして、平成34年1月に竣工します。そして4月に新設校舎の運用を開始いたします。

簡単ですが、説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

こうしただけの説明になっていて、なぜそうしたかというのが重要で、そこが抜けてしまっています。例えば特にここは学校側でこういう視点で、ここがこうあるとこういう支障が出るのでこういうふうにしましたとか、そこを説明してもらわないと分かりません。

○学校施設担当課長 まず大きなところで言いますと、階段幅というものがそれぞれの階で拡張されています。拡張されているのは、先程言いました児童の生活上の動線となるということから、全体を調整しましてより広く階段幅を拡張したという内容でございます。

それから非常用エレベーターでございます。当初は17人乗りということで考えてございましたが、例えば上階にアリーナがございます。アリーナでは卒業式とか入学式とかがございますが、そういうものへの対応として、まとまった人数を上階へ運ぶということから、ここでは30人エレベーターにしたり、または、児童の移動は原則階段を使用しますが、例えば低学年の1クラスをまとめてこのエレベーターに乗せ、例えばアリーナですとか屋上階へ行くことも可能でございます。これは例えば荒川区の小学校がこのように高い、確か6階建てだったと思いますけれども、そのようなところにおいてもエレベーターで低学年の児童を搬送するというような使い方をしていたもので、

そういうことをヒアリングしつつ、この基本設計の段階で改めたということでございます。

そのほかは、より具体的に進める中で、学校とも調整しまして各諸室の変更ということが伴ってきたということでございます。

○教育長 いかがでしょうか。

○山内委員 この第二小学校の施設整備というのは、ある意味で児童数が増え、また今後も増えることを見込む中で、しかし限られた面積敷地のところで何とかつくりたいというので、空間的な活用がかなり苦労されていると思うのです。ただ、どうやって空間的に少しでもゆとりを持っておくかということは、今後も児童数が増える可能性があり、非常に重要ではないかと思うのです。その中で、例えば8階を見ると地域開放用の防災備蓄倉庫というのが書かれている訳ですけども、この場所であれば隣にすぐ港区の大きな施設がある訳ですね。そう考えると、芝浦第二小学校においては地域開放というのが必要なのでしょうか。あるいは、するにしても、そのための防災備蓄をしておく必要があるのかどうか。ある意味で生徒のための防災備蓄は必要ですけども、逆にそれ以外の地域のための防災備蓄はスポーツセンター、総合支所のあの施設を使うことでもいい訳であります。だから、もっとそういうところと協調して、本当にこの第二小学校の生徒のための空間を捻出することにもっと努力してもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校施設担当課長 今、委員おっしゃられたとおり、みなとパーク芝浦が防災拠点であることから、そちらの方にそういう拠点を設けていけばというようなお話だったと思います。この学校とみなとパーク芝浦は災害時に連携をするということで、これまでも調整してきたということです。例えば、みなとパーク芝浦は災害時にどういう位置づけかと申しますと、災害対策本部の代替施設となったり、それから救援物資等の集積場所としての機能を有するというので、約4,500人が収容可能となっています。それに対してこの小学校ではどういう役割を担うかということになりますと、パーク芝浦との連携の上では、この8階の防災備蓄倉庫は避難所等で働く職員の方たち、その他の方たちの水や食料、それから毛布等を保管して地域防災に貢献する学校づくりを目指すというもので位置づけられていますことから、みなとパークに全て防災備蓄関係を持っていくことなく、この学校は学校なりの準備だてをこちらの方ですということ、ここでは防災備蓄倉庫を備えているということでございます。

○山内委員 つまり学校のための備蓄ということですか。

○学校施設担当課長 学校のための備蓄でありながらも、この隣のみなとパーク芝浦の避難所として開設しますが、そういう働く方の、職員向けの水であったり、食料であったり、毛布をこちらの方で備えるというようになっているということになります。

○山内委員 例えばみなとパークの方であるいはその敷地のどこかで防災対応の職員用の備蓄ができるスペースがつかれるのであれば、あえてこの校舎の中にそれを入れなくても済む訳ですよ。限られた面積の中で、どう少しでもゆとりを持たせるかということを考えると、ここに総合支所の職員のための備蓄倉庫をあえて入れ込まなくてもいいのではないのかなと思ったのです。

○教育長 どうですか。

○**学校施設担当課長** その役割分担については確認してまいります。どちらが主な備蓄倉庫として利用されているかということになりますと、主には学校のための備蓄倉庫ということであります。

○**教育長** 11ページの真ん中に「防災備蓄倉庫の縮小⇒地域開放用体育館更衣室の設置、トイレ設置」と書いてありますが、地域開放用のための更衣室を設置したり、トイレを設置したりするということですか。

○**学校施設担当課長** そのとおりでございます。地域開放用ということでございます。

○**教育長** それから今の山内委員のお話に対する説明ですが、少なくとも小学校をここに建設するという計画される段階では、パーク芝浦はまだ竣工していないと思います。職員対応はパーク芝浦にしかなかったと思います。小学校を建設するからこちらに入れるというのは、おかしいと思いますがどうですか。そこはよく防災課と話をしてもらいたいと思います。

○**学校施設担当課長** 改めまして、防災課と確認いたします。

○**教育長** 教職員用、児童用というなら分かります。そこはよく確認しておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** 6階がプールになっていますけれども、これは例えば1年中使う予定なのですか。それとも夏だけのことでしょうか。

○**学校施設担当課長** プールは季節利用ということでありますので、夏場ですとか、そこでプールを利用しますが、その他のときは蓋がけをしまして、グラウンドとして使えるという状況になってございます。

○**山内委員** そうであればいいなと思って伺ったのです。限りある空間なので、ぜひほかの季節は運動とか遊びでも使えるような空間として考えていただければと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**田谷委員** 基本的にこの小学校の全ての授業というのはこの建物の中で済ますことができるのでしょうか。

○**学校施設担当課長** 基本的にはそのとおりです。

○**教育指導課長** 補足で、行事についてはこれから検討していくということになっておりますので、ここの施設以外の利用も範疇に入っております。

○**田谷委員** それはぜひともお願いします。この最上階の校庭では運動会は無理ですよね。どこかほかの施設を借りるような形になるのではないかというのは、見て明らかなのですが、それと同時に、今、山内委員が言われたようになるべくほかと共用できるような施設はほかのところで任せて。屋上の校庭、トラック95メートル4レーンというのは狭い、短いと思います。せめて前の予定どおり100メートルとってもらいたいのと、校庭に関してもう一つ言うと、50メートルの4レーンがありますけど、スタート地点はいいのですが、ゴール地点は、たぶんこの絵で言うと8メートルぐらいだと思うのです。子どもが50メートル全速力で走って行って8メートルぐらいで止まることができるのかどうか。そういったところも子どもの安全上の問題でも検討していただいて、なるべく広い校庭をとっていただきたいと思います。

同じ要領で、職員室も僕は専門家じゃないので、よく分かりませんが、175平米になっていますが、かなりの数の先生が入れると思うので、175平米で職員室が一つで足りるのかどうか。その辺も検討課題だと思います。

さらにもう一つ。エレベーターのところは、非常用エレベーターという名称にしているのですが、実際、今のお話では入学式とかそういったときには大量に子どもも一斉に運ぶというので、非常用という言葉は必要ないのじゃないか、ただエレベーターでいいのかなと私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○学校施設担当課長 屋上校庭につきましては、トラックを1レーン追加したということ、それから配置関係も芝浦小学校とも確認してここまで至っているということでございます。確かに50メートル走をした上で8メートルですと壁に当たるというようなこともあろうかと思いますが、そこも含めて、今、実施設計してございますので、その専門の方と確認していきたいと考えてございます。

それから、職員室の175平米はこれで足りるのかということもありますが、これも想定している教職員の人数からであろうと思いますので、そちらにつきましても確認してまいりたいと思います。

それから非常用エレベーター、これは建築基準法、法的には非常用エレベーターが必要だということから、非常用エレベーターとしておりますけれども、少し印象ということもありますので、今後、表に出るような図面に関しては非常用というところは避けた表現にしてまいりたいと思います。

それから、先程の屋上のトラックなのですが、基本設計では95メートルとしてございますが、今の実施設計の中では101メートルとれるということを確認していますので、それも改めてそのようにしてまいりたいと思います。

○田谷委員 ぜひともトラックはお願いいたします。本来は、私は基本的には学校には100メートルのストレートが欲しいなと思うのですが、港区内の学校でそれは無理だというのはよく承知しています。これは連合運動会等で、もう間もなく連合運動会がありますけれども、あれで100メートルのスタートラインに立たせたときに、小学生も中学生も一様に「わー長いな」という言葉が出るのですね。したがって、できれば100メートルのストレート、だめでもせめて1周で済ませてあげたいという気持ちがあります。

それから室内プールの件なのですが、この室内プールに窓はつきますか。外気を入れることの可能な窓はつきますか。

○学校施設担当課長 プールには窓がつく設計になっております。

○田谷委員 つい先日も水泳記録会に行つてまいりまして、各学校で窓が開かないために、特に今年のような35度を超えるようなときに水泳の授業をすると見学している子どもが熱中症になると。熱中症のような症状が出るという話を校長先生たちから伺うことができました。これは窓がせめて開けば風通しがいいと思われるのですが、プールの中に入っている子どもはそういうことはないの

です。見学している子どもということだったので、今後、温水プールといえども窓をつくって換気ができるような体制にさせていただきたいというのと、話が迫及してしまいますけれども、既製のところでもそういうことができないかどうか。これはまた別の機会でも話し合っていたきたいなど、そう思っております。

それと職員室の件にこだわる訳ではないのですけれども、ちなみにこの学校では職員室に入るべき職員の数は全部で何人ぐらいと予想されていますか。

○学校施設担当課長 済みません、今手持ちがありませんので、後程お答えしたいと思います。

○田谷委員 回答をお願いします。

○学校施設担当課長 それから、先程の窓については、こちらの図面にありますとおり、各アリーナもプールも窓をつけてあります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今、田谷委員からもあったのですが、職員室の空間をどうゆとりをもたせるかというのはとても重要なことの一つと考えていただきたいと思います。

もう一つは、今回の見直しの中では図書室がさらに狭くなっていて、239平米でも私は十分だとは思えないのですけれども、これが173平米に減らされて、普通教室二つ半分ぐらい。特にこういう狭い中に多くの生徒がいるようなことは、遊び場をどうするかというのも必要ですけれども、図書室のような空間をもっとゆとりをもたせてあげられるかどうか。本当は学校の中にその空間をつくるというのは重要だったと思うのですね。こういう非常に難しい設計の中で苦勞が多いと思えますけれども、本当はもう少し広く、あるいはもっとぜいたくに、せめてそのくらいできたらいいなど思いながら見ていました。

そういう点で言えば、プールは水泳だけの季節限定な訳ですから、夏の水泳の授業だけスポーツセンターでやらせてもらえれば、本当はこの6階の面積が全部そういうゆとりがあるものに使えて、逆に港区で一つ魅力的な学校図書館を持った学校に思い切ってしまうというようなことだって本来はできるのですね。ですから全部をここに収めようとしなくて、本当は、せめて夏の授業だけはスポーツセンターのプールを使わせてくださいというような、そのくらいのことをやってもいいのではないかと私自身は思います。

○学校施設担当課長 ほかの優先度を上げたために、この図書室はワンスパン分少なくなります。図書室機能を例えば普通教室でいいますと、この面積は68.15平米ということになっておりますが、一般の教室は8×8の64平米ということなので、若干こちらの設計の方が広くとっているということでもありますので、そこをどう生かすかということは今後の運営によるということだと思いますが、図書室機能が薄くなっている分をどこでカバーするかということも今後学校に確認してまいりたいと思います。

○山内委員 スポーツセンターにプールは任せるといえることはできないですか。

○教育指導課長 プールは、スポーツセンターのは可動床じゃないので、まず低学年が入れないです。

○薩田委員 サブは。

○教育指導課長 サブは使えないですね。小学生低学年用には、水泳授業では使えないそうです。以前に検討して、結果的に学校がそこを借りて一定期間取ってしまうとスポーツセンターがパンクするというのでそれはもうやめましょうというということになりました。区民サービスとの取り合いになってしまいますから。苦肉の策でプールと運動場。要するに遊び場そのものがもともと少ないので、結局、屋上校庭だけ残しておいても、ほかの遊び場が体育館に限られてしまう。そうするともう一つあることによって、低中高で分かれて遊び場が確保できるし、雨の日でも遊べるという状況からすると、プールはうまく使えば子どもたちにとって憩いの場になる。まさに風が通ったりとか色々な条件がつかますけど。風が通らないとかなり苦しくなってしまうので、そういったところを利用する面では、今のプールがあることは決してマイナスというような捉え方をしなくてもいいのじゃないかというのが結論だと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○薩田委員 ランチルームはなくなってしまったのですか。

○学校施設担当課長 基本設計の変更時にランチルームがなくなっておりますが、学校との調整の上、ここは別の用途にしたということになっています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 子どもたちは、休み時間はどこで過ごすような形になるのでしょうか。

○学校施設担当課長 休み時間、お昼休みは南側の芝浦公園を利用するというので進めております。ちょうど利用が少ない1時から2時の間に児童たちは公園を利用して遊ぶということですが、そこは安全上の問題もありますので、先生方が見ている中で、または中でも一部分の利用など、そういう限定もあろうかと思えます。お昼休みは、公園に限らず、屋上もありますし、そういうところを想定してございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区立赤羽小学校等施設整備について

○教育長 次に「港区立赤羽小学校等施設整備について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 続きまして「港区立赤羽小学校等施設整備について」ご説明をいたします。タブレット番号は27ページでございます。こちらも基本設計を終えて、現在、実施設計を行っているところということでございます。今回、基本構想・基本計画で策定した内容から変更した点を主に説明いたします。併せて外観デザインについてもご報告いたします。

まず別紙のA3の1ページをご覧ください。タブレット番号は74分の29です。本計画は、現在赤羽小学校のある北側敷地と道路を挟みまして、その向いの南側敷地を道路上空通路でつなぎ、一体的に利用いたします。南側敷地または北側敷地のそれぞれの延べ面積、高さ、階数等は記載のとおりでございます。

主な変更点でございますが、5ページ、タブレット番号でいきますと33ページをご覧ください。

こちらは地下2階の平面図です。当初の計画では、まず二つありました階段の一つはこの体育館のアリーナのステージの奥に配置されておりました。利用者のより安全な避難経路の確保に配慮しまして階段数を2から3に増やしてございます。併せまして、体育館の向きを南北方向としていましたが、上階の講堂の柱の位置に合わせて構造上の負担を軽減した計画に見直しております。

6ページをご覧ください。当初のエントランス前の南北方向にあるピロティから児童の一時避難を想定しました整形で見通しのよい、道路側に配置しましたピロティの形状に変更しております。合わせて講堂の位置も変更してございます。

7ページをご覧ください。2階、3階平面図です。ページ下側の2階平面図ですが、校舎から北敷地に向かう道路上空通路が描かれておりますが、その途中のエレベーターに設置される位置の通路幅が当初0.9メートルであったものが2.1メートルまで拡張されております。また昇降口に隣接した位置に保健室を配置しまして、3階では理科室や図工室など諸室の位置を変更しております。

8ページをご覧ください。4、5階の平面図です。まず2階から4階の各階トイレが1カ所であったものを、学年ごとにトイレを設ける構成とし、各階2カ所に変更しております。また5階屋上の学級菜園をなくしまして、幅跳びそれから砂場、鉄棒などを設置しております。

続いて9ページです。ここからは北側敷地になります。地下1階では設備スペースを組立式のプールが格納できる学校倉庫としまして、その隣にはペット用の避難所となる防災倉庫に変更しております。

続いて10ページ、こちらは変更ありません。

11ページをご覧ください。当初計画では放課GO→クラブと遊戯室が分かれておりましたが、これを併用しまして一体的に利用できるよう変更しております。3階平面図では、放課後学童を左右反転しましてグラウンド側に教室を配置しています。

12ページをご覧ください。地下1階の設備スペースを4階に設け、地域の被害に対応した発電機室または電気室の配置を変更しております。

13ページをご覧ください。こちらは道路東側から見ました校舎の外観パース図です。敷地周辺の落ち着きある景観に配慮して、基壇部を石調とするなど周辺の建物と調和するデザインとしております。

14ページをご覧ください。こちらはグラウンド側から見た幼稚園等の外観パース図です。こちらは幼稚園が配置されますので、少し丸みを帯びた柔らかな印象となるような外観としております。

15ページをご覧ください。こちらは上空からの鳥瞰パース図でございます。

16ページ、今後のスケジュールです。まず南側敷地の校舎につきましては、平成32年1月に工事に着手しまして、平成34年11月に竣工します。そしてその翌年、平成35年1月に新校舎の運用開始となります。また北側敷地の園舎等につきましては、既存校舎等の解体後、平成35年1月に工事に着手しまして、平成37年12月に竣工いたします。そしてその翌年、平成38年4月に新園舎の運用開始となっております。

簡単ですが説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

プールは屋上でしょう。隣は三田高校なので大丈夫だと思うのですが、やっぱり子どもたちが泳いでいるところが見えてしまうとか、そこへの配慮はされているのかな。実施設計でも指摘。

○学校施設担当課長 14ページをご覧ください。バース図が描かれておりますが、少し屋上のプールサイドに屋根がかかっているのが分かるかと思います。これは、日よけはもちろんのこと、周辺の高層ビルからの視線を遮るという意味でもこの屋根は役立つのかなと思います。ただし全体を覆うような屋根は今のところ計画されていませんので、せいぜい今のプールサイドの屋根というところが限界というか現時点の計画ということになってございます。

○教育長 覆うことが本当に必要かどうかは別ですが、視覚という意味もそうなのだけれど、暑さ対策についてこの程度で大丈夫なのでしょうか。

○学校施設担当課長 プール全体を覆わない中で、どこまで暑さ対策ができるかということになりますと、建物側ではせいぜいこのような屋根をつけるということではしかないかなと。その屋根をつける部分においては、プールサイド、プールに直近の場所でなくて、やや外側の奥の部分で屋根をつけるということになるかかと思えます。これはこの計画に限らず、ほかのプールにおいてもプールサイドのテント状の屋根が見受けられますが、そういうところもやや壁側、外側に置かれているのがほとんどだと思います。この計画ではこのような形で日よけを行えるという計画になっております。

○教育長 いずれにしても、既存の学校であれば応急的な対策を講じなければいけないのだけれども、これから建設するものだから、その辺の課題はきちんと整理した上で、設計段階でも必要なものは入れてほしいと思います。

○学校施設担当課長 屋根の幅ですとか、そこら辺の考え方につきましては、設計の中で改めて確認してまいりたいと思いますし、その他の学校についても、今、教育長が言われたような課題がございますので、今後少し研究して設置が行えるかどうか確認してまいりたいと思います。

○教育長 ぜひ、今年も暑い夏を経験しているので、それを踏まえてもらいたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

またご覧になって何かあれば色々指摘していただければと思います。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の8月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の8月の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の8月行事实績について
- 10 図書館の8月分利用実績について
- 11 図書館の10月行事予定について

12 10月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の8月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の8月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について」「図書館・郷土資料館の8月行事实績について」「図書館の8月分利用実績について」「図書館の10月行事予定について」「10月教育指導課事業予定について」この8件の定例報告については配布資料のとおりです。

各案件についてご質問がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

先程の協議事項の「1 平成31年度港区立幼稚園の定員等について」説明があります。

○教育企画担当課長 2点、お詫びと訂正ということで。申し訳ございません。別紙2の右側は5月1日現在の数字になるのでございますけれども、それぞれその数字をとる時点がまちまちであったということが、改めて確認したところ分かりまして、現段階でこの正しい数字というのがまだ捉えきれてないような状況がございまして、大変申し訳ないのですけれども、一旦この5月1日現在の数字については取り下げをさせていただきます。次回ご審議のときには改めましてきちんとした形で報告できるようにしたいと思います。申し訳ございません。

○教育長 そうしたら5月1日ではなく直近のものにして作り直した方がいいです。

○教育指導課長 今、参考までに分かっている数字を学務課長の方から。

○学務課長 参考までに、当初の82名という昨年12月時点の補欠登録者数は、9月12日時点で16名とになっております。途中で新規で待機登録をされる方もおり実際は26名という形になってございます。

○教育長 12日現在は16人で、その後10人増えているということですか。

○学務課長 いえ、26人です。26人が補欠登録者数でございます。

○教育長 それはいつ現在ですか。

○学務課長 9月12日現在。

○教育長 別紙2の方は作り直して、教育委員には早めにお渡ししてもらいたいと思います。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありませんでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を10月9日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(午後13時42分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 山 内 慶 太